

受益者の皆様

平成 29 年 5 月 8 日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1607」

約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社の投資信託をご愛顧賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、ご投資頂いております「ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1607」（以下、「当ファンド」）につきまして、下記の通り、約款変更を行いますことをお知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、ご理解の程、お願い申し上げますとともに、引き続き、弊社ファンドをご愛顧頂けますようお願いいたします。

敬具

記

<約款変更の内容>

約款 36 条第 1 項に定める一部解約の実行の請求不可日から、ルクセンブルグの銀行休業日を除外し、ダブリンの銀行休業日を追加致します。

変更後	変更前
第36条(信託契約の一部解約) 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって、原則として、毎営業日の15時までに、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、 <u>ダブリン</u> の銀行休業日ならびにその他委託会社が別途定める日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。 <後略>	第36条(信託契約の一部解約) 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって、原則として、毎営業日の15時までに、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、 <u>ルクセンブルグ</u> の銀行休業日ならびにその他委託会社が別途定める日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。 <後略>

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象である外国籍投信の運用方針、運用方法等には全く変更ございません。

<約款変更を行う理由>

当ファンドの主要投資対象である外国籍投信の管理会社の所在地が、管理会社の吸収合併により、ルクセンブルグからダブリン（アイルランド）に変更になることによって、当該外国籍投信の休業日において、ルクセンブルグの銀行休業日が除外され、ダブリンの銀行休業日が追加されるため。

<変更日>

平成 29 年 5 月 8 日

<一部解約の実行の請求不可日の変更>

約款変更日（平成 29 年 5 月 8 日）より平成 29 年 12 月 31 日まで

変更後	変更前
	5 月 25 日（木）
5 月 29 日（月）	5 月 29 日（月）
6 月 5 日（月）	6 月 5 日（月）
	6 月 23 日（金）
7 月 4 日（火）	7 月 4 日（火）
8 月 7 日（月）	
	8 月 15 日（火）
8 月 28 日（月）	8 月 28 日（月）
9 月 4 日（月）	9 月 4 日（月）
10 月 30 日（月）	
	11 月 1 日（水）
12 月 22 日（金）	
12 月 25 日（月）	12 月 25 日（月）
12 月 26 日（火）	12 月 26 日（火）
12 月 27 日（水）	

※**斜体太字** は、本約款変更により、追加された一部解約の実行の請求不可日

網掛け は、本約款変更により、一部解約の実行の請求不可日から除外された日

（注）一部解約の実行の請求不可日は、各国の休業日等が突然変更されることにより、変更となる場合があります。また、その他やむを得ない事情等が発生した場合、委託会社の判断により解約お申込みの受け付けを中止する場合や一旦受け付けたお申込みの取消を行う場合があります。